

総社市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第20号

総社市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

総社市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第217号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区 分	支給の単位	支給額	区 分	支給の単位	支給額
略			略		
分団長	〃	<u>60,000</u>	分団長	〃	<u>46,000</u>
副分団長	〃	<u>40,000</u>	副分団長	〃	<u>26,000</u>
部長	〃	<u>30,000</u>	部長	〃	<u>19,000</u>
班長	〃	<u>25,000</u>	班長	〃	<u>16,000</u>
団員	〃	<u>20,000</u>	団員	〃	<u>15,000</u>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。